

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計管理者事務専決規程

昭和51年10月21日

収入役訓令第1号

改正 平成20年7月訓令第5号

令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の会計管理者の権限に属する事務のうち、会計管理者補助職員が専決できる事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(規程の準用)

第2条 会計管理者補助職員が専決できる事務の取扱いについては、三条市会計管理者事務決裁規程（平成20年三条市会計管理者訓令第1号）を準用する。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から実施する。

附 則（平成20年7月訓令第5号）

この規程は、平成20年7月23日から実施する。

附 則（令和3年11月訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。